

香取広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行細則

令和 8 年 8 月 20 日

規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)及び香取広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例(令和 5 年香取広域市町村圏事務組合条例第 2 号。以下「条例」という。)を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 法、政令及び条例の施行に関しては、香取市個人情報施行細則(令和 5 年香取市規則第15号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(管理者が取り扱う個人情報等に関する香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 管理者が取り扱う個人情報等に関する香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則(平成27年香取広域市町村圏事務組合規則第 5 号)は、廃止する。

(事業者が取り扱う個人情報に関する香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

3 事業者が取り扱う個人情報に関する香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則(平成27年香取広域市町村圏事務組合規則第 6 号)は、廃止する。